

■ 手続きの流れ ■

事業者の皆様

岩手労働局

STEP
1

計画策定

- ・交付申請書
- ・事業実施計画書

審査 (原則1か月以内)

- ・**交付決定**通知書

生産性要件審査の場合は期間が長くなる場合があります。

計画の実施

STEP
2

実績報告

- ・事業実績報告書
- 事業場内最低賃金規程の作成
1回分の賃金支払実績を確認

助成事業完了日から
1か月以内に提出

審査 (原則20日以内)

- ・**交付額確定**通知書

STEP
3

支払請求

(速やかに)

審査

- ・**支給決定**通知書

(原則15日以内)

助成金受給

STEP
4

状況報告

賃金を引き上げてから、
下記のいずれか遅い日まで

支払請求手続きを行った日
の前日

(例)
7月1日に賃上げ、3月1日に
支払請求手続きした場合
状況報告の提出期限は、
翌年度4月1日までとなります。

賃上げから6か月経過した日

(例)
7月1日に賃上げ、10月1日に
支払請求手続きした場合
状況報告の提出期限は、
当年度2月1日までとなります。

報告書の受取・確認

消費税及び地方消費税に係る仕入消費税額が確定後、
報告及び国庫へ納付(交付要綱第14条)

STEP1の申請時において
消費税込み申請した場合
必要となります。